

「川口市立美術館開館記念特別展」開催業務委託
公募型プロポーザル募集要項

1 プロポーザルの趣旨

令和8年に開館予定の川口市立美術館（以下「美術館」という。）において、「川口市立美術館開館記念特別展」開催業務を行うにあたり、委託する者を選定するための企画提案を募集する。

2 業務概要

（１）業務名

「川口市立美術館開館記念特別展」開催業務委託

（２）履行場所

川口市立美術館

（３）履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

（４）業務内容

別紙「川口市立美術館開館記念特別展」開催業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

3 実施方式

公募型プロポーザル方式

4 見積限度額

130,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 スケジュール（予定）

1	公募開始	令和7年 8月26日（火）
2	質問受付締切日	令和7年 9月22日（月）17時まで
3	質問に対する回答	令和7年 9月30日（火）まで
4	参加申込の受付締切日	令和7年10月10日（金）17時まで
5	参加資格の確認結果通知日	令和7年10月17日（金）まで

6	企画提案書等提出締切日	令和7年10月24日（金）17時まで
7	一次審査結果通知日	令和7年11月7日（金）予定
8	ヒアリング（プレゼンテーション）	令和7年11月18日（火）予定 ※別途通知します。
9	選定結果通知日	決定次第
10	契約締結日	優先交渉権者との協議が整い次第

※工事中のため現地確認は開催しません。

※日程は現時点の予定であり、変更する可能性があります。

6 参加資格

プロポーザルの参加資格は、参加申込の受付締切日時点において以下の要件を満たすものとする。なお、プロポーザルへの参加を希望する者が、契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

（１）令和7・8年度川口市物品入札参加資格者名簿に登載されていること。なお、入札参加資格者名簿受付に申請中の場合には、申請時に提出した書類一式（写し可）と、申請中であることが分かる証明等を提出すること。

（２）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（※）の規定に該当しないこと。

※①当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

②破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

（３）川口市有資格業者に対する入札参加等停止の措置基準の規定による入札参加等停止措置の期間中でないこと。

（４）川口市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱の規定による指名除外措置の期間中でないこと。

（５）会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

（６）会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づく精算の開始又は破産法（平成16年法律第75条）の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。

（７）同一の案件に参加しようとする者のうちに、その者の代表者（見積り及び契約の

締結権限を有する受任者を含む。)と同一人が代表者となっている者が含まれていない者であること。

(8) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

(9) 過去3年間において、国、地方公共団体、その他の公共団体又は民間でイベント企画・運營業務の実績があること。なお、対象とするイベントの最低動員数は「2万人以上」とする。

7 企画提案に係る手続き

(1) 募集要項及び申請様式の配布方法

川口市ホームページからのダウンロードとする。

(2) 質問受付

ア 受付期間

令和7年9月22日(月) 17時まで

イ 質問方法

メールにて質問書(様式第1号)を提出すること。

※提出先は末尾に記載

※電話又は口頭等による質問は受け付けません。

ウ 質問回答

令和7年9月30日(火)までに市ホームページにて質問回答書(様式第2号)にて公開する(随時回答)。

(3) 参加申込書提出

ア 受付期間

令和7年10月10日(金) 17時まで(郵送の場合必着)

イ 提出方法

プロポーザルの参加資格を満たし、参加を希望する者はプロポーザル参加申込書(様式第3号)を持参又は郵送にて提出すること。

※提出先は末尾に記載

ウ 確認通知発送

令和7年10月17日(金)までに、参加申込書に記載されたメールアドレスへ参加の可否をプロポーザル参加資格通知書(様式第4号)にて通知する。

(4) 企画提案書等提出

ア 受付期間

令和7年10月24日(金) 17時まで(郵送の場合必着)

イ 提出方法

郵送又は持参

※提出先は末尾に記載

ウ 内容

この募集要項のほか、仕様書等の関連資料に基づき以下の書類を作成の上、正本1部、副本12部、データ1部を提出すること。用紙サイズはA4版片面とし、表紙及び目次を除き、上限30ページ（A3版を含める場合はZ折りとし、1枚につき2ページとしてカウントする。）にて作成してください。なお、書類は以下の順に整え、左上ホチキス綴じとする。

- ・企画提案書（任意様式）

- ※「8（2）評価基準」及び仕様書「6 業務内容」を踏まえて作成すること

- ・経費積算見積書（任意様式）

- ・収支計画書（任意様式）

※データの提出については、CD-R や USB 等によるものとし、データ形式は Microsoft Word、Excel、PowerPoint、Adobe PDF のいずれかとする。

エ 留意事項

- ・企画提案書等の副本には提出した者を特定することができる会社名等（社章、ロゴマーク等）を記載しないこと。なお、正本には表紙または各ページに会社名等を記載することとする。

- ・応募する提案は、各者1提案に限る。

- ・使用する文字の大きさは、原則10ポイント以上とすること。

- ・企画提案書等は、このプロポーザルに係る選定以外には使用しない。ただし、情報公開請求があった場合は、川口市情報公開条例に基づき、第三者に開示する場合がある。

- ・企画提案書等は選定結果にかかわらず返却しない。

- ・提出後の訂正、差し替えは、川口市から指示があった場合を除き認めない。

（5）ヒアリング（プレゼンテーション）

ア 日時

令和7年11月18日（火）（予定）

イ 内容

（ア）場所

川口市役所第二本庁舎6階 2601C会議室（予定）

（イ）出席者

3 人以内とする

(ウ) 持ち時間

30 分程度（プレゼンテーション 15 分以内、質疑応答 15 分程度）

※提出した企画提案書をもとに説明すること。追加資料の提出は認めない

※詳細については別途通知する

8 選定

(1) 評価方法

選定委員会を設置し、提出された企画提案書等の書面を以下の「(2) 評価基準」に基づき採点する（一次審査）。一次審査の結果は、プロポーザルに参加した者に対し、郵送及びメールにより、一次審査結果通知書（様式第 5 号）にて通知することとし、上位 3 者までに対しヒアリング（プレゼンテーション）（二次審査）を行う。二次審査では、一次審査での評価点に必要な応じて修正を行い、当該評価点を最終の評価点とする。

評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者として選定し、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、二次審査に参加した者のうち評価点の高い順に交渉を行う。

また、評価点の合計が同点の場合は、選定委員会の多数決により順位を決定する。

なお、評価点の合計が 60 %に達しない場合は、交渉権者として選定しない。

(2) 評価基準

評価項目		評価の視点	配点
事業者の評価	業務実績	業務を遂行するために必要な知識・経験（同種・類似業務の実績等）があるか	10 点
	実施体制	業務を遂行するために必要な人員（保守・連絡体制の確立等）が確保されているか	10 点
提案内容	企画方針	当該施設の設置目的、コンセプト・ミッション及び業務の目的を理解した企画・立案になっているか	20 点
	計画性	来館者の動線や全体の配置など、計画的な提案となっているか	10 点

の 評 価	実現性	具体性があり、実現可能な提案になっているか	20点
	独創性	独自性があり、新たな視点からの工夫があるか	20点
	収支計画	業務内容に照らした際の経費積算や収入の計画に妥当性があるか	10点

(3) 選定結果

優先交渉権者を選定後速やかに、ヒアリング（プレゼンテーション）に参加した者にプロポーザル選定結果通知書（様式第6号）にて選定結果を通知するとともに、プロポーザル選定結果（様式第7号）を市ホームページに掲載する。

(4) 失格

次の事項のいずれかに該当する提案者は失格（選定対象からの除外）とするとともに、その参加申込書及び提案書を無効とする。

- ・提出期限を過ぎて提案書を提出した者
- ・提案書に虚偽の内容が記載されている者
- ・ヒアリングに参加しなかった者
- ・選定の公平性を害する行為があったと選定委員会が認めた者
- ・見積書の金額が見積限度額を超えている者

9 契約条件

- (1) 優先交渉権者と、委託内容、仕様書、経費等について交渉を行った上で、再度見積書の提出を求め、契約を締結する。
- (2) 契約保証金は、川口市契約に関する規則（昭和39年規則第14号）第19条により契約金額の100分の10以上の納付とする。ただし、川口市契約に関する規則第20条に該当する場合は契約保証金を減免する。
- (3) 委託事業の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することはできない。
- (4) 委託事業の実施に際して個人情報を取得したときは、川口市個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第45号）の規定に基づきこれを適切に取り扱うものとする。
- (5) その他契約に関する条項は、川口市契約に関する規則による。

10 その他

- (1) このプロポーザルにかかる費用は、すべて参加者の負担とする。やむを得ない理由によりこのプロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を川口市に請求することはできないものとする。
- (2) プロポーザル参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、プロポーザル辞退届（様式第8号）を提出すること。
- (3) 提案書の著作権は、その提案書を作成した者に帰属するものとするが、契約相手となった者の提案書（データ含む。）については、事前に通知することにより川口市が無償で使用できるものとする。
- (4) 選定後又は契約締結後に、優先交渉権者の提案書における虚偽内容の記載又は選定の公平性を害する行為があったと判明した場合は、優先交渉権の取り消し又は契約を解除することがある。

1 1 問合せ・郵送等宛先・申込先

担 当	川口市市民生活部文化推進室
所 在 地	川口市青木3-17-11（青木三丁目分室 1階） ※令和7年9月16日（火）からは次のとおり。 川口市青木2-1-1（川口市役所第二本庁舎 3階）
電話番号	048-258-1116（直通）
E-mail	070.12000@city.kawaguchi.saitama.jp
受付時間	8時30分～17時15分 （土曜日、日曜日、祝日、休日、年末年始を除く） ※令和7年10月1日（水）からは次のとおり。 9時00分～16時30分 （土曜日、日曜日、祝日、休日、年末年始を除く）
郵 送 先	〒332-8601 川口市青木2-1-1

※所在地と郵送先が異なることにご注意ください。

※所在地と受付時間に変更となることにご注意ください。